埼玉県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第1項に規定する埼玉県のがん対策の推進に関する計画「埼玉県がん対策推進計画」(以下「計画」という。)の推進等に当たり、必要な事項を検討するため「埼玉県がん対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置するものである。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画の推進に関すること。
 - (3) 計画の進捗、評価に関すること。
 - (4) その他、総合的ながん対策の推進について意見を述べること。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、がん患者及び家族又は遺族を代表する者、県民を代表する者、保健医療福祉関係者、経営者団体を代表する者並びに学識経験のある者のうちから保健医療部長が選任する。
- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期 は、前任者残任期間とする。
- 3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。
- 2 会長が、議長となる。
- 3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員 に議長を委任することができる。

(部会の設置)

- 第6条 協議会にその他必要と認める部会を置く。
- 2 部会の委員は、会長と協議の上、委員の中から保健医療部長が選任する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から互選する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- 5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を 会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務担当)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年10月20日から施行する。
- 2 令和3年10月1日改選の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。